

平成13年第1回教育委員会臨時会記録

平成13年1月31日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会臨時会記録

日 時 平成13年1月31日(水)午前9時05分～午前11時14分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者
委員 大藏 之助

欠席委員 (なし)

出席説明員 教育長 與川 幸男 事務局次長 松本 義勝
庶務課長 佐藤 博継 事務局参事 辻 武
学務課長 和田 義広 施設課長 秋葉 正行
指導室長 工藤 豊太 事務局副参事 田中 哲
社会教育 荒井 健一 中央図書館長 古川 正司
センター課長
社会教育 伊藤 俊雄 中央図書館 杉田 治
センター所長 次長
事務局職員 庶務課係長 木下 淳 法規主査 能任 敏幸
担当書記 後藤 行雄

傍聴者数 1名

会議に付した事件

議案

議案第3号 杉並区情報公開条例等の一部を改正する条例

議案第4号 杉並区職員の再任用に関する条例

委員長 おはようございます。朝早くからお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから平成13年第1回教育委員会臨時会を開催します。本日の署名委員は宮坂職務代理人です。本日の議案は、平成13年第1回区議会定例会に提案が予定されている議案でありまして、区長の提案権の関係もあるために、杉並区教育委員会会議規則第13条の規定に基づきまして、秘密会にいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議ありませんので秘密会といたします。恐れ入りますが傍聴の方、誠に恐縮でございますが、よろしくをお願いします。

(傍聴者退席)

委員長 日程第1、議案第3号、「杉並区情報公開条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。庶務課長、よろしくをお願いします。

庶務課長 私のほうから議案第3号、杉並区情報公開条例等の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。この条例につきましては昨年12月14日ですが、杉並区情報公開個人情報保護審議会に対しまして、情報公開制度の見直しを諮問していたところですが、その答申がございました。

これを踏まえまして、杉並区情報公開条例あるいは個人情報保護条例といったものを改正するという事に合わせまして、条例で設置されている付属機関について、当該条例で会議の公開について定めることとしたものでございます。

内容でございますが、委員のところに附箋が入っていると思いますが、附箋の を開いてください。30頁の第11条による改正というところですが、これ以降にかかってくるわけですが、第11条で杉並区文化財保護審議会、第12条で図書館条例、図書館協議会、社会教育センター審議会、郷土博物館運営協議会、社会教育委員と、いずれもこれらの会議の公開について新たに追加しているところでございます。

また文章的にも同じですが、会議の公開ということで、委員の会議は公開とする。ただし、委員の会議の議決があった時は非公開とすることができるということで、これらについて教育委員会に関するものについて改正を行うということです。

この条例の提案理由ですが、平成13年第1回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、杉並区長から教育委員会の意見を求められたので提案するものでございます。簡単ですが私のほうから以上です。なお、議案の朗読については、省略させていただきたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。いかがですか。ご質問等ございますか。

教育長 これは条例で定めのある審議会等ということになりますか。

庶務課長 そのとおりです。この他に別途、要綱等で定め、あるいは規則等で係わっているものについては、それぞれ修正をするということで考えています。

委員長 国の情報公開法の施行は4月ですか。あれは、こういったのに将来的な話で関係してくるのですか。

庶務課長 直接、国のほうとは関係なく杉並独自に情報公開条例については定めてございますので、杉並独自のものということです。

教育長 今回の区のほうの情報公開条例等の一部を改正については、この会議の公開以外の部分で特に何かあるのですか。

庶務課長 たくさんございますが、いわゆる情報の公開を、これまでのやり方よりも、もっと拡大するというのが基本的になっています。例えば意思形成過程の部分をどうするのかということについても、原則的に公開していくというような考え方です。いくつかあるわけですが、そういったことで拡大の方向というのが答申についての結果ですので、それらを踏まえて、より一層拡大していくという考えのようです。

教育長 そうすると、いま、教育委員会も教育委員会規則に基づいて原則、公開ですね。それなんかの影響は何かございますか。

庶務課長 教育委員会の部分では、ないかなというように思います。

大蔵委員 今日、いただきましたので、とにかく全然見てないものですから、よくわかりませんが、これは教育委員会として意見をを出す、区長はこれを提出する時に議案を変えるのですか。

庶務課長 今回、この条例そのものにつきましては、区長部局のほうの考え方ということになってきますので、教育委員会に係わる部分というのが、先ほど申し上げた会議の公開の部分ですので、これについて公開すべきではないということで教育委員の意見があれば、当然、区長のほうで改めてその事について斟酌しながら、それを受け入れてやるか、あるいは区長の考えでやるかということ動いていくかなと思います。

教育長 区長のほうのこの公開条例の改正は、要するに積極的に公開していこうと、流れはそういう時代の流れだよということで、積極展開に向けて教育委員会に関連することを、現在、特に条例で定めのある会議について、お諮りをしているということですね。

庶務課長 基本的に、この条例自体が集合条例になっていますので、本来ですと、それぞれの社会教育委員の会議の中で、会議の公開をどうするかを決めていくわけですが、今回は、公開条例等の一部を改正する条例の中に教育委員会の関連についても全部含ませ

て、集合条例としてやっているというところに特徴がありますし、そういった関係から教育委員会の意見を聞くということになってきます。

委員長 この点については、よろしいですか。

(承認の声)

委員長 ではお認め願ったということにいたします。次の議案に進みまして第2、議案第4号、「杉並区職員の再任用に関する条例」ということで、庶務課長からご説明をお願いします。

庶務課長 議案第4号、「杉並区職員の再任用に関する条例」について、ご説明いたします。この案件につきましては、平成11年7月に、地方公務員法等の一部を改正する法律ということで交付されまして、新たな再任用制度が導入されることになりました。

この新たな再任用制度ですが、いわゆる60歳で定年退職する方の経験とか知識を活用していくことと併せて、もう1つは年金制度の改正ということがございますので、これらに合わせて60歳代前半の生活を、雇用と年金の連携により支えていくという趣旨の基に改正されたものです。

新再任用制度の概要ですが、ということでは附箋を付けています。いちばん最後の頁になります。新再任用制度の概要ということでは、この表については幼稚園教諭の職員すべてが当てはまるということではないのですが、一般的な再任用制度の概要ということでは記しています。任用の関係でいきますと、職の関係でフルタイムの勤務職員、単時間勤務職員ということでは、2つの職を作っていくということ。勤務形態については、当然ですがフルタイム勤務、単時間勤務という分け方をしていく。対象者としては、定年退職者、勤務延長により勤務した後に退職した者、定年退職者に準ずる者ということでは。

この特徴ですが、任用にいちばん大きな特徴がございまして、選考による能力実証に基づいて採用するということになっていきます。任期は1年ということでは、1年を越えない範囲で更新が可能ということ。ただし、上限年齢ということでは65歳ということになっていきます。

職務内容の部分ですが、これは新再任用の際の給与の格付けとも関係してくるわけでは。定年前の職員と同様、本格的な職務であるということから、臨時的、補助的な業務ではないということでは、例えばですが、部長職で退職した者が再任用後に部長職の時の給与と同じ格付けで給料が支給されることはない。要は再任用の際に、どういう職務に就くかによって給与の格付けがされる。そういうものでございます。給与についても、現在の常勤職員と同じということでは、諸手当が若干、変わってくるということでは。

施行時期ですが、平成 13 年 4 月 1 日ということですのでけれども、この再任用制度そのものについては平成 14 年 4 月 1 日となっていますので、平成 13 年度については人事管理等の見直しを図る期間として、検討期間ということで置いておき、実際の運用は平成 14 年 4 月からということです。これが再任用制度の概要ということです。

この再任用に関する条例ですが、新規制定条例ということでなっています。これについては附則により、いろんな改正を行っていただきますので、まず教育委員会関係のところでは附則第 5 項による改正ということで、杉並区幼稚園教育職員の休日休暇等に関する条例の一部改正ということです。

基本的には、どの辺を改正しているかと言いますと、新再任用制度の関係で地方公務員法が改正されたということで、そのこの部分の、いわゆるフルタイムと短時間勤務の再任用というのが 2 つあるわけですが、この短時間勤務者についての諸規定を、この勤務時間条例に盛り込んでいるところです。

例えば職員の定義というところで、新条例のほうの上の段を見てください。10 頁の上段、左側から 3 行目以降ですが、「及び地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る」と、こういったところを入れ込んでいます。それらの関係で、以降の部分が順次改正するということになっています。

附則第 8 項を開けてください。27 頁です。附則第 8 項による改正ということで、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正ということです。この改正につきましては、再任用の関係で条項がずれてきていますので、27 頁の左側のほうに新条例ということで第 4 項となっていますが、旧条例では第 3 項です。こういったことで項がずれたということですが、中身としては変わってはいません。

附則第 10 項につきましては、30 頁ですが、附則第 10 項による改正ということで、杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということです。これにつきましても地方公務員法の中で改正があったということから、単時間勤務の職を占める職員ということで、この部分についても入れ込んでいます。

訂正します。30 頁の第 10 項による改正と言いましたが、これではなくて附則第 11 項による改正で、学校に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部改正です。中身については同じです。

附則第 14 項ですが、33 頁のところですが、附則第 14 項による改正ということで、杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正です。これも 34 頁を開

けていただくと、同じく地公法の 28 条の 5 等に関する短時間勤務の職を占める者ということで、それぞれ地方公務員法の改正に伴いまして、改正する必要がある規定について整備をしたというところです。

提案理由も先ほどと同じく、区長から杉並区教育委員会の意見を求められたので、提案するということです。

委員長 ありがとうございます。ただいまの案件につきまして、いかがですか。

大蔵委員 これは結構です。

教育長 別表第 1、第 5 条関係の行政職給料表とありますが、再任用職員は従前、再雇用とかいろんな言い方がありましたけど、杉並区で適用していたフルタイムの場合の給与月額は、それぞれ級によって異なる支給で、従前と比較するとかなり細かい括りで、それぞれ退職時の級によって再任用職員の給与が決まる、というふうに理解してよろしいですか。

庶務課長 若干、違います。例えば、この条例の中の行政職給料表、別表第 1、第 5 条関係というのを見ていただくといいのですが、この中で表の下のほうに再任用職員というのがあります。この中で例えば 9 級というのがありますが、41 万 6,500 円ということで、9 級ですといまの公務員でいきますと、いわゆる部長級ということですが、部長級の職員が退職し、再任用職員として採用された時に 41 万 6,500 円になるかということ、そうではないのです。

例えばですけれども、科学教育センターあるいは済美教育研究所というのが課長職ということで位置づけられているとすると、そのセンターの所長は 7 級ないしは 8 級です。7 級が原則かなと思いますが、部長で辞めたとしても 7 級の職員になっていく。そこにいる職員の関係でいくと、場合によっては係長級のポストということでいくと 5 級に該当したり、一般職員の扱いでいくと 2 級に該当したり 3 級に該当したりということで、新たに再任用されたところの職務内容に応じて変わってくるということなんです。

教育長 わかりました。

庶務課長 もう 1 点、追加ですが、再任用職員につきましては、定数内の職員ということになってきますので、いまの嘱託員は定数外という扱いですが、定数内ということになってきます。

宮坂職務代理者 定数というのは、それぞれ決まっているのですか。

庶務課長 定数につきましては、定数条例で何人ということで決まっていますので、その枠の中で数えられるということになってきます。

宮坂職務代理者 要するに、いままでの給料をそのまま踏襲するのではなくて、新たにその

時点、その時点で決めていくということですね。

庶務課長 そうです。

教育長 例えば庶務課庶務係が定数が仮に5人と仮定して、そのうちの1人を再任用職員でやっているとする、その方の前の肩書が課長職であろうと、一係員として庶務課庶務係に配属されれば、その人は定員としてまず見なされるということと、給与も前の課長職の給与ではなくて、その職員の給与という形で位置づけられるということですね。

庶務課長 そうです。

教育長 逆に言えば、そういう定数の中に組み込まれるということなので、任用時に当たっても能力等について、きちんと認定された上で配属をするということになるということが、前段のお話でした。そういうことでした。わかりました。

委員長 高齢社会とか、いろんな国の施策というのも考えられているので、そういった大きな流れとかの影響を受けているのですか。

庶務課長 いちばん大きいのが年金制度の改正ということで、65歳ということになってきますから、それに合わせて、あの制度をとということなのです。杉並ではどうかということですが、5年間の雇用というのをこれまでもやってきていますので、この新たな再任用制度というのを制度としては作っていきますが、実際にどう運用していくかということについては、それぞれの自治体でやっていくことになるかと思えます。

いわゆる人件費の部分については、総額で増やさないという考え方が一方でありますので、新再任用制度の場合のほうが、むしろ給料が高くなってきますので、そうすると現在いる嘱託員制度の中でも、新再任用制度ができたことによって増項するということではなくて、現在のものを増やさないという枠で考えていくことになっていきます。

委員長 他にございますか。よろしいですか。

(承認の声)

委員長 ではお認めいただきました。ありがとうございました。第3、議案第5号、「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」です。よろしくお願ひします。

庶務課長 議案第5号、「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明します。議案についての朗読は省略させていただきます。

この条例ですが、新再任用制度の関係に伴って改正するということと、大学院修学休業制度の導入ということがありますので、それに応じて改正を行うものです。この大学院修

学休業制度ですが、教員の専修免許状の取得を促進していくということと、資質の向上を図るために公立の幼稚園等の教員が職務に従事しないで、国内外の大学の大学院の課程等に長期にわたって在学しながら、その課程を履修するといったことができる制度です。この大学院の修学休業期間ということでは、いかなる給与も支給しないということになっていきますので、それらについて改正をしていくということです。

附箋の をお開きください。いちばん最後の頁です。附則第2項による改正ということで、これについては、いかなる給与も支給しないことと併せて定数条例の一部改正ということも関係してきます。どういうことかと申しますと、大学院修学休業ということをしている方については、定数外の職員として定めることになっていきますので、この中で職員の定数ということで「定数外とする」という部分を1項目、付け加えています。

先ほど、新再任用制度の関係で、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の中で、3枚めくっていただくと先ほどと同じように給料表が付いています。先ほどは行政職員とか医療職の職員の給料表が付いていましたが、幼稚園の教育職員の給与表というのが付いています。これも先ほどと同じように再任用職員の部分が、いちばん下に出ている1級から3級までということです。これも先ほどと同じように、例えば3級ということだと校長先生が該当してくるわけですが、現役の時に校長だった方が仮に学校長をやるといふことになると、この給料表の適用を受ける。それ以外は、それぞれの職務に応じてというようなことで入っています。

その他、いくつか直しているところもあるわけですが、一般職員のほうの再任用の関係とほぼ同じです。1つだけ違いがあるのが3枚目の裏の第32条のところで、扶養手当及び住居手当の適用除外というのがあるのですが、東京労働金庫というのを中央労働金庫に改めるといふものです。

これらについても提案理由としては、大学院修学休業制度の導入に伴っての規定の整備ということと、再任用職員の給与に関する事項を定めるということで、杉並区長から教育委員会の意見を求められたので提案するといふものです。

委員長 ありがとうございました。ご質問を、どうぞ。

大蔵委員 これは大学院修業中、定数外にした場合に、復職した時の定数の調整はどうするのですか。

庶務課長 当然、復職した時には異動とかいうことになるとは思いますが、定数が決まっていれば、その定数の枠の中で処置していくということになります。

大蔵委員 原則として、定数を充足していますよね。その人が復職する時は、いままでいる

人が誰か退職するとか、そういうので調整をするということですか。

庶務課長 そういうところも含めて、やるようになるかと思えます。その時々で大分違うかと思えます。

指導室長 23区全体の中で交流人事とか行われています。

大蔵委員 幼稚園についてもありますか。

指導室長 はい。やっていますので、杉並区だけとは限りません。

教育長 幼稚園職は従前、一般の区立の小中学校の教職員と同じように、東京都で一括してやっていたのですが、地方行政の法律の59条の廃止とか分権法の絡みとかいうことで、特別区にそれぞれ自治権を委ねることになり、任用についてもすべて区が独自でやれることになりました。

ただし、大蔵先生のご質問にありましたように、そういった事態が生じるということもありますので、23区で協働して組合教育委員会というのを作り、それぞれ各区独立はしているのですが、教職員の人事については相互で人事異動なども可能になるようにということで、調整も行うことができますので、そういう関係で定数が例えば溢れたということになれば、他区への異動で調整をする制度に今はなっています。基本的には、それぞれの区の自治権に基づいて任用等も行っているのが原則ですが、そういった調整も行うことができるようにしています。

委員長 大学院修学休業というのは、年限的なものはあるのですか。

指導室長 一応、3年を越えないという期間が設けられています。

委員長 一応、修士課程でしょう。

指導室長 そのとおりです。

教育長 レアケースだとは思いますが、一応、規定上は、こういうものを整備しておきませんと対応できませんので、規定の整備を図るということです。

委員長 この間から、いろいろと新聞あたりで小中学校の先生方も再履修ということではないけれど、勉強のためにそういうのを促進させるというのが、最近、盛んに出ていますから、それを先取りした格好ですね。

教育長 そうですね。いいことではないでしょうか。

委員長 よろしいですか。

(承認の声)

委員長 ではお認め願うことにします。次に第4、議案第6号、「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」です。よろしくをお願いします。

庶務課長 議案第6号、「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明します。議案の朗読は省略させていただきます。

この議案の改正の概要ですが何点かございます。1つが、再任用制度の導入に伴いまして、再任用職員を退職手当の支給対象から除くというのが1点です。再任用職員については退職手当は出さないという趣旨が1つです。もう1つが、先ほどの大学院修学休業制度の創設に伴いまして、休業している期間の2分の1の期間を、退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算するという事です。休業制度の場合には2分の1は退職手当の期間から外すというものです。

もう1つが、雇用保険制度における倒産あるいは解雇等に対して、離職者への休職者給付の重点化が図られたということで規定の整備を行う。もう1つが、平成13年度の勸奨退職の特例措置に係わる割増率といったもの、対象者の特例規定を設ける、この4つの観点から退職手当の条例の一部を改正するという事です。

実施の時期ですが、平成13年4月1日から施行して、同日前に退職した職員に係わる失業者の退職手当の支給は、なお従前の例によるという扱いでの改正になっています。これは附箋を貼らなかったのですが、資料の1で杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の新旧対象表ということで、先ほど申し上げた支給対象職員の関係で再任用の関係といったものについて入れ込んでいる。あるいは第4条のところでは、大学院の修学の関係の規定を盛り込んでいるといったこと。5頁目のところで失業者の退職手当ということですが、これについても、先ほど申し上げた雇用保険等の関係の中で盛り込んでいるということです。

委員長 ただいまの議案につきまして、ご質問、ご意見をお願いします。

教育長 普通は、再任用というと退職金が出るというのが従前の慣いですが、今後は再任用職が終わる、ぎりぎりまでいけば65歳の時点で退職金の支給ということになるわけですか。

庶務課長 退職手当そのものについては、60歳の定年の時点で受け取りまして、それで再任用でなった時には、再任用の期間は退職手当の期間に入りませんというのが今回のものです。

教育長 それだけのことですか。

施設課長 再任用だと杉並区の職員になりますから、だから61歳となりますが、その時には杉並区の職員であっても出しませんと。

教育長 わかりました。

委員長 先ほどの職員の再任用の条例と絡んでいますね。それに書かれていますね、出しませんと。では問題ありませんね。

(承認の声)

委員長 ありがとうございました。ご承認いただきました。第5、議案第7号、「杉並区長等の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例」、よろしくをお願いします。

庶務課長 議案第7号、「杉並区長等の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。議案の朗読は省略します。これについては、これまで議案の関係でご説明していたものとは関係がありません。一言で言いますと、教育長を含む区長等の給料を減額する期間を、さらに1年間延長するための条例です。

教育長 「等」の中には助役、収入役、教育長を含んでいるということです。区長の姿勢ということで、財政が大変厳しい折、敢えて給与をカットしようということで協力要請を受けて、現在、いま申し上げたような役職の方の給与をカットしているということです。それはあくまでも条例に基づいて給与は支給しますので、その条例改正部分の年次を更に1年延ばすことによって、引き続き給与カットを継続しますという条例です。

委員長 1年間延長ということです。

教育長 したがって、教育長就任以降、満額もらったことは一度もございません。

宮坂職務代理者 この「等」というのは三役だけですか。

大蔵委員 常勤監査員と書いてあります。

委員長 ご承認いただけますか。

(承認の声)

委員長 よろしくをお願いします。第6、議案第8号、「杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例」、よろしくをお願いします。

社会教育スポーツ課長 議案8号について、ご説明申し上げます。改正の趣旨ですが、現在、スポーツ振興財団のほうに、ほとんど体育施設の維持管理は委託しているわけですが、財団の自主性、自立性の発揮と事業運営、経営努力の促進を図るために、今回から定額補助方式及び管理委託の体育施設等への利用料金制度の導入を図ることになったためと、もう1点は、体育施設等の使用料については受益者負担の適正化の観点から、不均衡の是正を図ることになったことが理由です。

不均衡の是正というのは、体育館等については昭和30年代にできた設備等も古い体育館と、最近、改築された高円寺体育館とか荻窪体育館、上井草スポーツセンターの体育館等は冷暖房等が入っていますので、その辺、いままでは使用料についてすべて同一料金で

したが、グレードの高い部分については使用料をアップするということです。

この条例の中には、使用料とか利用料金というような文言がありますが、いままでは区が収入として受け取っていた使用料について、財団の利用料ということで、財団の収入とするということで改正するものです。

使用料と利用料金という2つの文言がありますのは、すべてではなくて、いろいろな運営の関係から公園の中にある運動施設、これは井草森公園の中にあるグラウンドと下高井戸のグラウンドについては、従来どおり区が直営でやっていますので、その部分については使用料ということで残るということから、2つに分かれているということです。

議案の朗読は省略しますが、このアップ額については別表のほうにありますように、従来の使用料から20%引き上げるというものです。現在の使用の算定方式というのは、総維持管理経費と使用される日数、人員等で算定しているわけですが、この計算どおりにやりますと相当なアップになりますから、激変緩和ということで20%の引き上げに止どめたということです。これらをアップすることによる収入の増ですが、約370万～380万程度が見込まれるということです。よろしくご審議のほうをお願いします。

委員長 ありがとうございます。いかがですか。

教育長 いま、グレードが高いから云々と言われましたか。つまり新しい体育施設などについてはグレードが高いから、例えば高円寺体育館、荻窪体育館は貸切り2時間につき全面3,300円、妙正寺、大宮前、永福は全面2,800円ですが、この500円の差というのは、そういうことですか。ただし、一般が1人、1回につき同額200円ですけども、この辺のところは、どういうふうに考えたらよろしいですか。

社会教育スポーツ課長 いま、教育長の言われた1人、200円というのは、上井草体育館の弓道場のことでしょうか。

教育長 妙正寺体育館、大宮前体育館、永福体育館の一般が1人、1回につき大人200円、高円寺、荻窪も同じく200円です。グレードが高いにもかかわらず同額で、ただし、貸切りの場合は若干違うという、この辺のところは、どういうふうに理解したらいいのかなと思って伺ったのです。

社会教育スポーツ課長 これは貸切りということで、今回、引き上げたわけですが、一般利用の場合は全面を借りるのではなくて、一部を使うということですので、現行どおりということで止どめたということです。

教育長 そういう政策判断したということですね。

大蔵委員 財団収入にするというのは、どこに書いてありますか。

社会教育スポーツ課長 資料1の5頁、17条です。管理受託者は第5条に定める利用料金を当該管理受託者の収入として収受することができるということで、管理受託者というのが財団に当たるということです。

大蔵委員 それは、どこに出てきますか。管理受託者というのは誰だというのは、どこに出てきますか。財団との間に区との契約と言いますか、そういうような取決めがあるはずですね。

社会教育スポーツ課長 はい、現在あります。

大蔵委員 どういうお金を、今まで出すとか助成金を出すとか、その辺の読み換えか何かはどこかに出てこないか、いけないでしょうね。

庶務課長 7条のところで利用料金のことが書いてあるわけですが、ここの中で、第17条第1項の規定に基づき管理の委託を受けた公共的団体ということで、以下、管理受託者と言うとなっていますので、その中で書いています。

社会教育スポーツ課長 それから体育施設等に関する条例の中の15条に、管理の委託ということになっていまして、委員会は体育施設等及び杉十温水プール等の管理を公共団体である、杉並区スポーツ振興財団に委託することができるという規定があります。

大蔵委員 区民センターに体力づくりみたいな施設が少しありますね。あれはどこの管理ですか。区の直営ですか。

社会教育スポーツ課長 あれは、地域区民センターの運営協議会が運営しているものです。

大蔵委員 収入は区に入るのですか。手数料を100円とか、若干取っていますよね。

社会教育スポーツ課長 あれは区の収入ということになります。

学務課長 同じような仕組みで規定はしてあります。

大蔵委員 わかりました。

委員長 この中に入場料という言葉も出てきますね。入場料というのを具体的を取っている所があるのですか。3種類の言葉の使い分けが、うまくミックスされている。

社会教育スポーツ課長 郷土博物館等は入場料という言葉です。

委員長 体育施設です。

社会教育スポーツ課長 体育施設につきましては、使用料ということで従来どおり収入として取っているということで、入場料という言葉は使っていないと思います。

委員長 7頁目のところに出てきますね。別表第三です。

労務課長 施設を借りた人がいくらかお金を取ってやりますね。そういった場合の原則です。施設を借りて講演会とか音楽会とかやったりします。体育館の場合は講習会みたいな時に

主催者がお金を取る。その入場料です。そういったものを取る場合には使用について影響がありますので、原則として使っている。

社会教育スポーツ課長 財団とかでスポーツ教室とか水泳教室とか、そういう教室をやった場合には当然、参加料という形で入場料を取りますけど、それは区の収入ということではなくて、財団なり主催する団体の収入になるということです。

委員長 この料金の設定の理由というのは、きちっと説明できるのですか。

社会教育スポーツ課長 金額の設定は計算式で出しております。それによって現在、定めています。例えば、先ほど申し上げたように維持管理経費割ることの使用日数、使用人員等を出しますと、現在の高円寺体育館とか荻窪体育館は全面で 2,800 円になっていますが、この計算式で行うと 1 万 2,636 円になるということです。上井草は面積が広いので全面が現在は 4,300 円ですが、これを計算式でやると 1 万 8,051 円という金額になります。

委員長 人件費を入れてですね。

社会教育スポーツ課長 これは人件費は入っていません。維持管理経費のみです。

委員長 いかがですか。お認め願えますか。

(承認の声)

委員長 ではご承認いただいたことにします。第 7、議案第 9 号、「パーソナルコンピュータの買入れについて」、よろしくをお願いします。

社会教育スポーツ課長 議案第 9 号、「パーソナルコンピュータの買入れについて」の議案を提案いたします。今日、お手元に参考資料ということで、「IT 講習推進事業等の実施について」という 1 枚紙をお配りしていますが、それをご覧いただきたいと思います。

前に、この教育委員会におきまして口頭で報告申し上げましたが、今日、お手元に資料を配付していますが、今回の IT 講習推進事業等の実施の概要です。この IT 講習を実施するためにパーソナルコンピュータの買入れの議案が、今回、提出されたということです。

概要につきましてご説明申し上げますと、ここに記載のように国の平成 12 年度補正予算、これは 12 年 11 月に成立したのですが、地方公共団体の社会教育施設等にパソコンを整備し、全国で 550 万人を対象に IT 基礎技術講習を実施することとなったということで、区におきましても下記の方針に基づいて実施することとしたいということです。

1 番の「事業の概要」というのは国の概要です。(1) パソコンの整備ということで、これは学習活動支援設備整備事業ということで文部科学省が所管しています。ここに記載のように、社会教育施設等に IT 講習を実施するために必要な機器設備を整備するための

補正予算を 189 億 4,800 万円計上したということ。(2)がIT講習会の開催で、これはIT講習推進特別交付金事業ということで旧自治省、現在の総務省が所管しています。全国民がインターネット程度を使えるようになるようにということで、これの講習会の開催に必要な545億4,900万円を補正予算に計上したという内容です。

2の「実施方針」は杉並区の実施方針で、(1)は事業規模等ですが、パソコンの整備ということで今回の議案になるわけです。これは13年4月から講座等を実施する予定ですので、12年度、3月中に設置をしないと間に合いませんので今回の議案になるわけです。設置場所については、記載のように社会教育センター、中央図書館等を含めて23の施設に375台を設置するものです。1施設11台から21台程度です。ITの講習会の開催については、13年4月から14年2月まで約1年間を予定しています。

これらの事業費ですが、パソコンの購入と講習会の経費等を含めて約2億1,000万円ほどを予定しています。この金額の全額とは申し上げませんが、ほぼそれに近い額が国のほうから補助金としてまいるということです。

推進体制ですが、これは私どもの社会教育スポーツ課が担当となり、1月1日付でパソコン講習推進主査が設置され、これは係長級ですが、現在は学校開放係長が兼務ということになっています。4月からは専任の係長1人と職員1人が配属される予定です。ただ、この2人ではなかなか準備等は大変な面がありますので、課内の応援体制等で対応していきたいと考えています。

今後の進め方ですが、講習会を開催する施設及びそれ以外の施設等と現在、調整していきまして、事業化を図っていききたいと考えています。これらについては、2月発行の「広報すぎなみ」で講師等の募集をする。3月の広報で受講者の募集を行っていききたいと考えています。

議案のほうですが、先週、入札があり、ここに記載のように指名競争入札において東芝情報機器株式会社東京支社が落札しました。契約の金額は4,652万6,424円ということになっています。納期ですが、13年3月29日となっています。よろしくご審議をお願いします。

委員長 ありがとうございます。ただいまの議案につきましてご質問、ご意見を伺います。

社会教育スポーツ課長 補足させていただきます。今回、パーソナルコンピュータ買入れの議案につきましては、先ほど375台を買い入れると申し上げましたが、今回はノートパソコン304台の契約案件で、他の台数についてはデスクトップとかの機種になりますので、別契約ということで通常の契約で対応したいと考えています。

教育長 それで、ここに済美教育研究所とか科学教育センターと書いてあるけれども、実際には入っていないのは、そういう理由ですね。わかりました。今年のITサミットが、こういう形で実を結んでということになるのですかね。

社会教育スポーツ課長 そういうことです。

教育長 国のほうから全面的に、予算的には面倒を見てくださるようなことを言われていましたが、区の持出しというのは多少はあるのですか。

社会教育スポーツ課長 いろいろ国のほうから基準がありまして、機器購入については1台当たり16万4,500円以内ということで、これはすべて含むということです。例えば区の施設等ではインターネットの接続の配線等をやっておりません。特に図書館等は会議室を使ってやるものですから、そこに機械を常設的にずっと置いておくわけにはまいりません。講習会の時に出してきて置いて、終わればまた片付けるということです。インターネットとかを結ぶ場合は無線LANを使いませんと、線を引っ張るわけにはいきませんので、そういう周辺の関係の経費で若干の持出しになるということですから、16万4,500円では賄いきれないということです。

委員長 この契約の4千何百万の中には、いま言ったことも入ってはいるのですか。

社会教育スポーツ課長 入っています。

委員長 入っているけれども、国の基準で言う満額だと、この金額では賄えない。

社会教育スポーツ課長 賄えないということです。

教育長 例えば、この4千何百万のうち国からいくら来て、区の持出しがいくらか、もし分かれば教えていただけますか。

庶務課長 次の議案とも関係あるのですが、一般会計補正予算の関係でも出てきまして、それを見ていくと、特定財源ということで国の支出金という欄があり、6,434万5,000円の部分が国のほうからです。区のほうの持出しというので補正額となっていますが、414万余という部分が、先ほど課長が答えた電話回線とか電源工事といったところでの区の持出し分ということです。

教育長 わかりました。

大蔵委員 国は、最初こういう事の他に各学校施設を使って講習をしようと言っていますが、それは関係がないのですか。

社会教育スポーツ課長 あります。いろんな自治体の対応がいろいろあるかと思いますが、私どもの杉並区は、かなり台数が多いということで、これは23区でも上から3、4番目になるかと思いますが。あと小さい地方の自治体等では、学校に当然、パソコンを設置し

ていますので、それをすべて使ってやるところもあります。ただ、ソフトの関係でいろいろ支障があるというのは、新聞報道等でもされていると思います。うちの区も当然、それは多少は考えていきたいと思っています。

宮坂職務代理人 受講者は3月から募集するということですが、受講者の講習費というのは全く考えてないのですか。

社会教育スポーツ課長 当然、講習会の費用も国のほうから、一応、1講座いくらという基準があります。その範囲内でやれば受講料についてはすべて無料です。ただ、テキスト代等はいただくということで対応したいと思っています。

教育長 いま、大蔵委員さんからも質問がありましたが、この社会教育施設あるいは区民センターなども活用したIT講習会と別に、小中学校の既存のパソコン教室を活用した講習会も、杉並区の場合はそれも加わった形で受講者の裾野を広げていくと考えてよろしいですか。

社会教育スポーツ課長 そのように考えています。国のほうから当然、今回のように無料で相当の講座を行いますと民間圧迫ということも考えられますので、全講座のうち2割は、そういう専修学校とか大学、町のパソコン講座をやっている業者等にも、区が委託をして受講料を払って、当然にそこでやる場合にも受講料は無料でやっていただく。ただ、先ほどのようにテキスト代はいただくということで、2割は実施してほしいというのが、国のほうから通知がまいています。

教育長 例えば、いまでも民間企業でパソコン講習会をやっている所がたくさんありますね。そういう所が区のほうに申し出をすれば、受講料免除の形での助成を受けることができるということになりますか。

社会教育スポーツ課長 はい、そのように考えています。今も例えばNPO法人とかボランティアの関係の方とかパソコン業者等からも、かなり引合いが来ています。

教育長 これは受講の限度があって、1人が何カ月も受講するわけには、確かいかなかったですね。

社会教育スポーツ課長 受講の内容ですが、1回が2時間、6回で計12時間を基準ということで補助金等も算定してきています。講習のレベルですが、ワープロ機能の要するに文書作成、インターネット接続、Eメールが行えるようにする。この基本的な3つを行えるようにということで考えています。

教育長 教わる機種は何になりますか。ノートパソコンと書いてあるけれど、機種は何ですか。

社会教育スポーツ課長 東芝です。東芝のノートパソコンです。

教育長 やはり、かなり安く購入したことになるのですかね。1台あたり11万か12万ですかね。

施設課長 15万3,847円でしょう。

教育長 プリンターが別に入る。

施設課長 全部入れてです。304台だったら15万3,847円。

教育長 1台あたり。ただ、さっき言った周辺機器とか、いろんな設備関係も含んだ単価になるのですか。

施設課長 ノートパソコンとプリンターと無線LAN、アクセスポイント、こんなものを入れて全部やって、ただ割ってみました。

教育長 なるほど。

社会教育スポーツ課長 これだけでなく、まだデスクトップとか、あと70台ほどは別契約になります。

教育長 この契約に関しては、かなり一般のレベルから言えば安く買えたということになるのですか。

社会教育スポーツ課長 いろいろ業者が来ていまして、10社ほどが入札に参加したということで、ほとんどのメーカーです、東芝を含めて日立、富士通、NEC、IBMとか、ほとんどのメーカーは来ています。ただ、そのメーカーによっていろいろ違います。機能は当然、仕様書に基づいて決めているわけですが、発売したばかりとかということになると若干高くなるとか、いろいろありまして今回は東芝になったということです。

教育長 まさか古い機種が入るとか、そういうことはないですね。

社会教育スポーツ課長 そんなことはないです。

教育長 いちばん最新機器ですか。

社会教育スポーツ課長 最新機器ということです。

教育長 そういう仕様になっているわけですね。

社会教育スポーツ課長 なっています。

教育長 こういうものは日進月歩のものですからね。やはり一般論で安いですか。

事務局参事 安いのではないですか。

大蔵委員 安いでしょう。

社会教育スポーツ課長 ただ、職員はちょっと想定してなかったという話をしています。

教育長 これは入札ですから、公平公正ですから、これは結果として受け入れざるを得ない

でしょう。

委員長 よろしいですか。第 8、議案の第 10、「平成 12 年度杉並区一般会計補正予算（第 4 号）」、よろしくをお願いします。

庶務課長 議案第 10 号、「平成 12 年度杉並区一般会計補正予算（第 4 号）」について、ご説明します。2 枚目を開けてください。歳入歳出予算ということで書いていますが、今回、補正予算につきまして教育費の部分については、補正額という欄を見ていただくと、3 億 2,000 万となっていますが、減額補正をこれだけ行うということです。通常、補正予算の部分で減額補正については、1,000 万円以上減額補正するというので、基本的に行っているわけで、それぞれ事務事業ごとに補正の額が示されています。

例えば情報教育の推進から始まり、いちばん下から 2 行目の就園奨励のところまでですが、これらについて、なぜ減額補正をするかというのはそれぞれ違いますが、基本的には設計先による減ということです。例えば設計委託料の関係なんか減ってきていますよということとか、契約単価が変更になったために減ってきているというところで、この年度末の中で減額補正をして、全体的な区の財源の部分をどうするかということで出しているものです。

最後に、いちばん下の行ですが生涯学習の推進ということで、これは先ほど話が出た件で、IT 講習準備経費ということです。これについては補正額でマイナスではなくて 414 万 8,000 円という部分についての補正を組んだということです。それぞれ特定財源の関係で、一般財源のところになっていますが、これらについては区としての支出が少なくなったという見方でいいかと思います。

その他で 1 枚めくっていただくと、それぞれ今回の減額補正の関係で、例えば泉南中学あるいは西宮中学の耐震改修、改築の関係なんかですと、それぞれ地方債の補正とか債務負担行為の補正とか、そういうものも併せて行っていくということですので、参考にしていただければと思います。全体としては教育費の部分で 3 億 2,000 万円ほどの減額補正を組むというのが主な内容です。

委員長 ありがとうございます。いかがですか。

教育長 小中の耐震改修は当初見込みと、年度途中で何か変化があったのですか。

施設課長 耐震改修（小・中）というのは歳入が増えたので、その辺が強い。実際にやってみて当初予算は、このぐらいを見込んだということ。実際に契約したのに対して国からの補助金が増えたということで、歳入の財源補正を図ったものです。

教育長 国の補助金が増えた理由は何ですか。

施設課長 それは対象経費の増と言ったらいいですか、それが拡大されたということです。

教育長 いままで特別区の区長会とか教育長会もそうですが、国に対して耐震改修の予算枠の増を要求していたものですから、そういう意味では要求の成果が実ったのかなという印象を受けたのですが、そういうことでもないのですか。

施設課長 いま教育長が言われたような、そんなような背景もあったかと思います。

いずれにしても、いままではプレスとか、そういう本体だけしかないのが、今度は周りの工事費も算入されてきたということで、12年度からそういったものも対象になったので、今回、増えたということです。

教育長 これはありがたいことです。かねてから要求していたものですから、ありがたいことだなと思います。ありがとうございます。

毎度言われる入札落差金と言うのですか、そういうものの執行について、よく議会で質問されるのですが、今回はそれについてはどうなのですか。

施設課長 今回の補正は、先ほど庶務課長がお話しましたが、当初予算を見積って、私どもが実際に現場に行って、その時は再見積りと言うのですか。予算に対して再見積りすると差が出ます。その差の分だけ今回の設計先という形で補正したものです。ですから、あとはその後の設計に基づいて入札するのですが、それが落札差金と申しますけれど、それは今回は補正していません。

教育長 補正はしてないけど予測で結構な額になりますか。

施設課長 そうですね、なります。大体 97～98%の設計先に対して2～3%の落差ですから、さほどしてないかなと思っています。

教育長 ありがとうございます。

委員長 減額補正というのは、すべしというのは、こぞずっと、そういう流れで来ているのですか。

庶務課長 減額補正は毎年、やっています。先ほどの話にもありましたように、落差金とかいろいろ出てきますし、当初見込みの段階で例えば対象者の数が下回ったとか、いろいろありますので、最終月あたりで区全体の歳入歳出の関係をきちんとするというので、毎年やっているものです。

委員長 教育委員会は減額でも、よそは増額になっているところもあり、全体のバランスも取るわけでしょう。

庶務課長 これまでですと、いわゆる減額補正をやる時に、例えば3,000万円以上の分についてはやるということで、やってきたわけですが、1,000万円以上やるということは、そ

れだけ区全体の余っているお金の部分を、きちんと抑えていこうということで、今年度は1,000万以上の部分についてやるということになっています。

施設課長 特に今回の特徴を言いますと、例えば特定財源の欄なのですが、地方債で3億円減らしたとか、あるいはその他というのは繰入金ですが、そういったものを特定財源で充てる予定だったものを一般財源のほうで振り替える。つまり今後の借金を、なるべく少なくしようということが見えます。

委員長 お認め願えますでしょうか。

(承認の声)

委員長 ありがとうございます。第9の議案第11号、「平成13年度杉並区一般会計予算」です。庶務課長、よろしくお願いします。

庶務課長 議案第11号、「平成13年度杉並区一般会計予算」について、ご説明いたします。最初に2枚ほど開けてください。この表については平成13年度の議会費から始まって予備費まで、それぞれの部分が入っているわけですが、ちょうど真ん中あたりに教育費ということです。全体的な話から申し上げますと、予算規模そのものの国全体の動きですが、前年比の伸び率が国でいくと2.7%のマイナスとなっています。東京都が3.6%の増です。杉並区は前年比でいくと2.8%の増になっています。この2.8%の増の部分ですが、いちばん下の表の前年比ということで、合計予算額の欄に102.83%と入っています。これが前年と比べてということです。

この主な理由としては、興銀のグラウンドの買収というのがありますので、伸びということになっています。そうしたものを除くと96.6%ということで、それだけを見ていくと前年比で減になるというところです。その中の教育費ということで、ちょうど中段あたりに「45 教育費」と書いていますが、これについては、前年比の伸びということでいくと6.9%の伸びになっています。

今回の杉並区の予算の基本方針ということで何点がございます。1つが、新しく行政計画を策定してきていますので、計画化していく事業については予算計上していくという考え方です。歳入の見積りについても財源を的確に把握すること。あるいは徴収率を向上させる。あるいは適正な受益者負担などの観点から、最大限の収入確保を図るという観点です。行政改革大綱というものも作っているわけですが、そういったところでの内部努力の関係、事務事業の縮小廃止といったことからの経費の削減という観点です。もう1点が、スクラップ・アンド・ビルドという観点の中から、予算の基本方針というのが定められていて、それらに基づいて作られたのが今回の予算ということです。

今回の予算の特徴で規定事業の関係だけ申し上げますと、これまでは、いわゆる区長部局、財政当局のほうで全部作っていたわけですが、今回につきましては試行的に、規定事業の部分について平成 12 年度の予算額をベースとした枠の配当を行い、教育委員会もそうですが、教育委員会がその中で自主的に査定した結果を再度、財政当局のほうで点検調整して作ってきている。そういうところで、これまでとは若干違った特徴があります。予算を調整していく上での若干の違いというのがあります。

2 頁目を開けてください。それぞれ平成 13 年度の当初予算について事務事業面ごとに入っています。これは後ほど見ていただけたらと思います。例えば教育委員会運営という事業の中で予算額 2,100 万ということで、前年予算額との関係ですっと出ていますので、これについては後ほど見ていただけたらと思います。先ほど申し上げたように、この事務事業の中で昨年よりも伸びているというのが教育費の合計の中で出てきますので、どの部分が減ったり増えたりということも、この中で分かるかなと思います。

6 頁を開いてください。6 頁は投資事業について書いています。この投資事業の部分については、ほとんどが学校関係の施設整備、改修関係ということで投資事業ということになっています。この中でいくつかご説明しますと、いちばん上の欄ですが学校教育諸施設設備充実ということで、小学校、中学校とそれぞれあるわけですが、この中で、ちょうど右側の摘要欄を見ていただくと、計画外整備というのが入ってきています。この計画外整備で校庭の緑地化ということで、これは小学校 2 校、中学校 1 校ということですが、校庭の緑地化の部分をやっぺいこうというのが、今回の特徴的なところかなと思います。

計画整備の関係では、給食室の改修とか、屋内運動場等の床の改修といったところで、全部で 7 事業が入っています。小学校の耐震改修のところでは、耐震診断ということで 6 校、設計が 5 校、補強工事が 3 校ということです。補強工事については馬橋、沓掛、済美というところを補強工事ですていこうということです。

計画整備の関係では校舎の内装の関係、屋内運動場、屋根の張替え等ということで、4 つの事業を組んでいます。先ほども申し上げたように、計画外整備の中で校庭の緑地化と給食リフトの改修等ということで組んでいます。泉南中学校の改修ですが、ここに、それぞれ改築面積等が書いてあります。工期の関係ですが、工期については 12 年 12 月から 15 年 2 月までということで、これらを引き続いてやっぺいこうという話です。主なところだけ言いますと、そんなところです。

1 頁めくっていただくと、西宮中学校、耐震改修で中学校ということで、耐震改修の中学校の部分については、補強工事では 4 校となっています。松ノ木中、向陽中、和田中、

天沼中ということで4校の補強工事が予定されています。

いまのが投資的事業ということですが、8頁目以降については主な既定事業ということになっています。主な既定事業の中で下線を引いてあるところが新たな事業というところ です。若干説明しますと、これらについて後でも出てきますけれども、前の教育委員会の中でも教育委員会として行政計画に反映させていくものは、こういう考え方の下に、こういうものを出していきますという説明をして了解をしていただき、行政計画というのが出来てきたわけです。それらに反映されているものも後ほどご説明しますが、それぞれの既定事業の中で、そういうものがきちんと出されてきています。

まず教育委員会運営のところですが、これについては、教育改革アクションプランの策定・推進ということで、金額的には137万程度のものが付いています。これは計画書の印刷等の経費と、教育専門家からの助言をいただくことの謝礼ということで、新たに教育改革アクションプランの策定・推進というのが付いています。

その次の就学事務のところですが、就学事務のところについては、通学区域の弾力化に伴う希望校調査ということで144万程度のものが付いています。障害児教育のところですが、新設の部分が結構あるわけです。大きなところで申し上げますと、障害児教育の中の通常学級介助者の増ということで、これまで200時間だったものを400時間にすることと、修学旅行介助者の導入ということで新たにやっていくということですが、2人の介助者の導入と、付添い保護者の病気等による介助者の導入ということも2人ということを出しています。

情緒障害者の学級新設ということですが、これについては杉七小の対象児童が増えてきたことの中から、南部の井の頭線沿線地域に、13年の秋ごろ開設を予定していきたいというところでの予算の計上ということ です。

科学教育センターの維持運営というところですが、これについては大きなところで2つあります。1つが設備の補修・改修工事ということで、空調機を取替え、高圧受電盤の改修、講堂の外壁塗装等で1億円の補修工事ということ です。昨年、行いましたけども、ロボット・ウィーク2001年の開催ということで400万円ほど見込んでいます。

教育活動の推進というところですが、これについても大きなところでいくと、特色ある学校づくりというところで総合的な学習の充実です。これは杉並区の教育を考える懇談会のほうの提言だとか、中間のまとめといったところにも出されていたわけですが、現在、予算を計上しているのは、1校、10万円程度。特色ある学校づくりのために使えるということで、それプラス、それぞれの学校で、どういったことを企画してやっていくかとい

うことで、それぞれの学校の企画加算分といったことも含めて、全体で 1,000 万円ということの内容になっています。

学校評議員制度の設置・運用ということで、これは事務費の部分が主なものです。教育活動の推進の中で、子どもが重点事業ということでも出していたわけですが、フレッシュ補助教員の派遣というのを出していました。これは先ほどの懇談会のまとめの中で、フレッシュ補助教員の派遣制度を作ってはどうかということになったわけですが、それらについては見送りということです。

学校給食の推進というところですが、学校給食の推進のところでは下線の部分で、給食調理業務委託ということで出されています。小学校 2 校、中学校 1 校ということで出されていますが、これは予算を編成していく際の基準ということで、いわゆる全体で 3 校ということで出されていますが、小学校 2 校、中学校 1 校というのは決まったものではありません。あくまでも予算上の根拠の数字ということで出しています。ですから全部小学校になるのか、全部中学校になるのか、あるいは配分が変わるのかというのは全くまだ決まっています。調理業務の関係でいくと、委託料としては 3 校で大体 7,000 万という見込みで考えています。

情報教育の推進というところですが、これらについてコンピュータ教育の推進ということで、機器の更新とかいろいろあるわけですが、パソコンの更新ということでは 2 校で各 42 台ということでやっていく。インターネットの導入というのが入っています。来年度については、12 校であったものを 67 校全部にインターネットを導入していくといった経費で、全体的に情報教育の推進ということで出しています。

学校運営費のところですが、学校運営費の部分については小学校と中学校ということで、中学校も同じような考え方ですので小学校だけ説明します。1 つが学校維持管理ということで下線の引いてある扇風機の設置ですが、これは議会でも、最上階の部分について相当に暑いという質問が出されていまして、子ども区議会のほうからも、こういった話が出ていたかと思えます。そういうところで全校を対象にやっていきますので、小学校、中学校それぞれやっていくということで考えています。ちなみに、小学校でいくと扇風機の部分については約 5,400 万程度、中学校では 1,900 万程度、大体 7,000 万くらいの予算措置になるかと思えます。

その他に昨年度との比較で全体的なところで見えていくと、学校運営費の部分については昨年よりも伸びていて、小学校でいくと 6.8% 程度の伸びという状況になっています。この中で、これまでもいくつか要求されていたものの中で、なかなか対応できなかったもの

があるわけですが、小学校のプール清掃のロボットを7台ということで、それぞれ分区ごとに使ってもらおう観点からプール清掃のロボットが予算計上されています。

強化磁気食器の導入ということで、これは昨年度三谷小学校でやったわけですが、これを13年度は7校ということで出しています。携帯電話のプリペイドカードですが、これは昨年、高二小のプール事故がありました。それだけではないのですが、いわゆる緊急連絡用に必要だろうということから、プリペイドカードを出していています。そういったところが主な中身です。

学校保健管理で小学校の部分ですが、これについては小児生活習慣病予防健診ということで出しています。4年生の女子希望者に貧血検査を実施するというので、その部分が新しく考えられているところです。学校運営費の中学校については、先ほどと基本的に同じような考え方です。当然、中学校全体の校数が少ないですから、小学校との関係でいくと若干、数等に違いはありますが、考え方は、ほぼ同じ考え方で作られています。

学校保健管理の中学校の部分ですが、これについては昨年より約930万程度の予算額で減になっています。小児生活習慣病の予防健診の中で、経過観察対象者と1年生の転入者のみ実施していくということから、考え方を变えていますので減になっています。

10頁ですが、養護学校運営ということで新規に校舎改修というのが出ています。学級増に対応した改修工事、教室不足に対応するための校舎の一部を改修する経費ということで、例えば運転手の控室を教室に転用することの中で、改修を行っていくという考え方です。

幼稚園運営費のところでは、これも新たにということで、園舎の内部窓ガラス等飛散防止フィルムを貼っていくということです。幼稚園の運営の部分については、こういうものをやっていくわけですが、小中学校については次年度以降、考えていきたいというふうに考えています。

私立幼稚園等園児保護者負担軽減ということですが、これについても昨年よりマイナスになっています。約89.2%程度の率になっていますが、保護者補助金の考え方を变えていくということで、例えば区民税所得割額28万円を超える世帯については、月額6,700円から4,000円に減額するという事です。これらについての行革効果ということで考えていくと、大体5,000万程度の行革効果があるのではないかとこのところでの減の考え方で出しています。

生涯学習の推進のところですが、これについては新たに生涯学習・スポーツ推進計画の策定・推進というものをしています。これは先ほどの教育改革アクションプランと表裏

一体となって計画をしていくということで、教育委員会全体の施策の構築の基になっていくという考え方の中で、2つの生涯学習・スポーツ推進計画の策定・推進と、教育改革アクションプランの策定・推進ということが、今回、出されています。

もう1点が、これも先ほど来、話が出ている情報通信技術（IT）学習推進ということになっていますが、これは省略させていただきます。

11 頁で済美日曜教室ということで、これについては、いわゆる講師補佐を増員していくということを出しているものです。その下の郷土博物館の維持運営の部分ですが、これについては施設維持管理の関係で、和田収蔵庫移転経費ということで入っていますが、東福祉事務所内にある収蔵庫移転経費を見込んだというところです。移転先については現在、未定ということですが、12 月ごろ移転を予定していきたいと考えているということです。

図書館の維持運営というところですが、13 年度末の蔵書冊数ということで 181 万冊ということです。それぞれ新たな事業ということで2 つほど出しています。1 つが書誌情報サービスということで、インターネットによる区立図書館の書誌情報の検索を可能にしていくための導入経費、NPO やボランティアとの協働による図書館運営を推進するための協働研究・検討をやっていこうということです。

社会体育振興の部分については、体育指導員の 40 周年記念事業等いろいろありますが、この中でいちばん下に中学校対抗駅伝大会というのがあります。これは平成 13 年度も、これらについてやっていくというところを出しています。駅伝大会の経費としては大体 300 万を予定しているところです。スポーツ振興財団等の話もありましたが、新たに利用料金制度の導入ということでは、先ほども条例の関係で説明したとおりですので、そういうところが特徴的に出されているものということです。

12 頁ですが、これらについては当初予算の関係の地方債の関係、債務負担行為の状況ということで参考にしていただければと思います。

14 頁を見てください。14 頁は経費別集計表となっています。教育委員会の事務局がいちばん下で、1 枚めくっていただくと中央図書館ということで、それぞれ教育委員会の事務局が 166 億です。図書館でいくと 6 億 6,000 万です。そういうことを出しています。この中には職員の人件費も入っていますので、先ほどの教育費というところとは違う考え方での項立てになっています。大まかなところでは以上です。

最後の頁のところに参考資料ということで、平成 13 年度実施計画事業予算状況というのがありますが、それぞれ行政計画で入っているものについて、それらが予算措置されて

いるかどうかの表になっています。備考のところそれぞれその内訳と言いますか、そういった考え方になっています。これだけを見ていくと、例えば先ほどの実施計画書の中の番号の2番ですが、総合学習の充実などによる特色づくりということで、予算額が1,000万円を見込んでいます。基本的な考えとしては、1校10万円の68校で680万円と、残りの部分については、それぞれの学校の企画に教育委員がどう支援していくのか。そういったところでの中身ということになっています。実施計画の部分の総額として、24億8,900万程度の行政計画上の予算規模ということなのです。

委員長 ありがとうございました。ご質問などございましたら、どうぞ。

大蔵委員 たくさんありまして順を追って聞きますけれども、いちばん最後の総合学習の充実、特色づくりで1校10万円というのは大体わかるのですが、何を期待しているのですか。

指導室長 いままでもやっていますけど、これから学校が主体性を持ち、校長が独立した考えを持ちながら学校運営しないといけないということは当然、求められています。そういう意味で特色ある学校というのは地域人材の活用とか、学校が独自で何かやる時に活用できる、そういう費用に充てて、それがイコール特色ある学校につながってくるものと考えています。

大蔵委員 校長の裁量で、考えてやりなさいということですか。

指導室長 ある意味では、そういう部分は大きいと思います。

大蔵委員 もう1つ校庭緑化というのがありましたが、校庭緑化というのは何をやるのですか。

施設課長 この事業は、私どもの公園緑地課と一緒にタイアップしてやるのですが、学校のエコアップということで、まず学校内の中にビオトープを、早く言えば棲息できる動植物で、それに併せて私ども校庭の整地もやるのですが、校庭の周辺に緑を増やしていくという方向で、これから公園緑地課と委員長でご相談しながら、緑を増やしていくというふうに考えています。

大蔵委員 真ん中の校庭の部分は、何も植えたり作ったりできないわけですから、周りは木があったり花を植えたりというのは、今までもやっているわけですね。それが単に増えるということですか。

施設課長 いま、木の周りがあるのですが、そのところは緑というものが特段ございませんので、その周辺ですか、いま大蔵委員が言われましたけど木の周りを、具体的に言うなら芝生ではないのですが、雑草でもいいんですけど、そんなような形で、いずれにしても緑

を増やしていきたいというふうには考えています。

事務局次長 実際に、この予算は具体的に積算して付いたというものではなくて、これから考えるという意味もあるのです。ですから、その前提としてグラウンドの芝生化ができないかどうかということも、併せて考えるべきであると考えております。

大蔵委員 グラウンドの芝生化も考えるのですか。

事務局次長 これは前の回に指摘もされていますし、大変なのは維持管理の問題なので、そこから辺のことが、どういう事ができるかは是非考えたいと思います。

委員長 イギリスの学校のように。

大蔵委員 日本では野球をやったりするので難しい。

事務局次長 学校がどう考えるかが、まずありまして、問いかけて希望を募るということも考えていきたいと思います。

委員長 事例は千葉とか宮崎とか鹿児島とか、なぜか宮崎、鹿児島とか、あの辺に集中してたくさんあるのです。ただ、校庭の規模が杉並の場合、ちょっと狭いというようなところがあって、過密の利用がある。その辺、あと学校体育との関係で調整して、どういうふうに年次計画を立てて、それをうまくローテーションをやって芝生を息づかせていくのか。意図としては芝生というよりも雑草なんですけどね。

さっき木があると言われたけど、生き物が少ないというのが難点なのです。ただ緑というよりも、きれいにというよりも、生き物を増やそうというのが底辺にあるのです。それを総合学習とか何かで使うべきだと。みんな総合学習というと外ばかりに目をやっているんだけど、自分の所の学校をうまく使うというのが原点ではないかと思うのです。

施設課長 この間、高井戸西幼稚園に行かれたと思いますが、あそこに水辺ではないのですが、水が溜まると、そこにトンボとかやって来るのです。学校の裏のほうには、そのような所が結構あるのです。それをビオトープと言うかはともかくとして、その辺を生かしながら、繰り返しますけど緑と。あと大蔵委員の言われたような花いっぱいというのは、高井戸中などはバラの問題がありますから、それをもっと増やしていくとか、例えば昇降口から入り口まで四季折々の花が咲くようなことも、これは夢なのかもしれませんが、そんなこともやっていただければなと思います。いずれにせよ学校が手を挙げるなり何なりして、学校主体にしながら、私たちがそれを支援していくということで進めていきたいと思っています。

委員長 結局、これは予算の原案で、それについて質問というのが主ですね。これをどうこうといじくるわけにいかないからね。

庶務課長 スケジュール的にいきますと、2月5日にプレス発表するという段階になっています。実際に教育委員会の中で何をメインにして出すかという話があるのですが、例えばアクションプランの作成とか、ロボットの関係とか、いまの学校緑化の話とか、いくつか今までにない仕組みがあります。先ほどの10万円というのは非常に少ない額ですけれども、今まで学校長の裁量の中で使えるお金というのは、なかったというのが現実ですから、そういったところが、いくつか今回の教育委員会の目玉になるかと思いますが、そんなところも発表していくという段取りになっています。

委員長 ISOの話が出てこなかったけど、学校に限っての話というのは前にご意見をいただいたけど、どんなことでしたか。

庶務課長 ISOの部分については、まだ教育委員会でやるというところまで行ってませんが、基本的には教育委員会も取得していこうという考え方をしているのですが、そのためにいまの時点ですと組織が必要になるというところなんです。いま、組織改正の中でISOだけを担当する話ではないのですが、政策調整主査というのを4月に設けて、そこで精力的に検討して行って、いつまでに取れるかも含めて、やっていく必要があるだろうと思っています。ISOの認証取得の部分現実的になってくると、当然、予算措置も伴ってきますので、やるとすれば、来年度の予算の中で考えていくようになるのではないかと考えています。

事務局次長 いま、私、その会議で遅くなったのですが、区長部局が10月の中旬取得に向けて具体的な日程を詰めています。この事務局の部分もその中に入っているのですが、学校現場のほうは入っていませんので、区長部局の1つの動きを得て学校に広げていくということで、今後の課題ということで研究していかなければいけないと思っています。

委員長 あと扇風機を付けるという話があったけど、問題になっているのも分かっているのですが、最上階の所に扇風機を付けるという話なんだけど、いちばん上というのは屋上のいろんな熱伝導ですっと入って来るというのもあって、いま、東京都が助成措置を下しながら、今後、たぶん13年度の予算に入ってくると思いますけど、いろんな屋上緑化を進めよう。建設省もそんなことを政策として入っていますが、そこを遮断するほうが効果的だと思います。私の家もそうだけど、2階とかになると屋根のいろんな影響で1階と比べて2階のほうが熱いでしょう。それがもろに学校のほうにも来ているはずなのですが、やはり熱源の対策をやって、それで扇風機をやらないと、扇風機をやればただ熱いのが回っているだけで、問題の処理にはちょっと遠いのかなという気がするのです。その辺、ちょっと何とか理論的なものも含めて、やったほうがいいと思います。

事務局次長 屋上緑化は、建築基準で新しく設けるといふ話は新築の所に対するもので、いまあるものを変えていくのは、相当、お金もかけなければいけないので、今後。

委員長 いま、かなり技術面が進化したから昔式に考えなくてもいいと思います。ものすごく軽いファライトで薄目のやつで植物を植えられるというのが、どんどんできているから、そんなに深刻に考えなくても大丈夫です。

事務局次長 相当、お金がかかるのではないですか。

委員長 重量どうこうというのは、20～30年前と違う。

事務局次長 お金は相当かかりますか。

委員長 お金も、だから平米いくらとか、かなり安目でできるみたいです。だから一緒に考えていかないと落ちる部分が出てくるのではないのでしょうか。

施設課長 建物が屋上ですから、水はやらなくてはいけないですね。

委員長 水はやらなければいけないけど。

施設課長 そうすると雨漏りではないですけど、それがいつも心配なのです。屋上防水をしっかりしておかないといけないというので、いつもそれは危惧はしているのです。

委員長 去年でしたか、特に多雨というか、夏はすごく雨が多かったですでしょう。それで水をやるというよりも、いかにしてそれを処理するのか、流すのか、そっちのほうの問題になっています。

施設課長 ただ、いま委員長が言われたような軽いものがあるのですが、それがいいのかどうかというのは私自身も、本当の土をやれば本来はいちばんいいのかなと思っています。いろいろと研究し、職員ともども調べさせています。

委員長 人工土壌で、やったほうがいい。

施設課長 その時は、お知恵を拝借させていただければ、ありがたいと思います。

委員長 ヒートアイランド対策というのが、いま、東京都の目玉になっています。

施設課長 あとは扇風機回してもらおう。

委員長 扇風機を回すというのも私の経験だと、私が留学したのはアメリカの南部ですけど、日本人はすぐ中をグルグル回すけど、向こうは空気を外に出すというので、窓辺の所に大きな扇風機で吸引するというか、考え方がちょっと違うのです。どういうのがいいのかというの、科学的、理論的なものが必要だと思います。ただ付けばいいというのでなくて、どこに、どういうふうにつけて、空気の流れをどうするのかという考え方の問題から始まる。かなりお金を付ける。一度付けたら変えるわけにいかないから、その辺慎重にやらないといけない。

大蔵委員 電気も要るのですから、屋上に太陽電池付けたらどうですか。そうすれば扇風機代も出ます。

委員長 神奈川県は扇風機を付けるのも屋上緑化も、それこそ風力を入れるのも全県挙げてやっていっているのです。全国でいちばん進んでいます。奨励研究というのは、どこの予算ですか。

指導室長 研究奨励は来年度も同じように実施する予定です。また 12 年度、13 年度継続校もございますので、そのような形で予算付けをしていくということになると思います。

委員長 新規もあるわけですね。

指導室長 はい、募集する予定です。

庶務課長 先ほどの説明の中で、教育活動の推進のところですが、さざんか教室の関係で適応指導教室を新たに 1 カ所設けるということで、13 年度に和田出張所の跡に教室を開設ということです。

事務局次長 8 頁です。

委員長 いろいろ目玉というか、楽しくなってきましたね。そんなことを言うとあれですけど、以前に比べて。

事務局次長 そういう意味では、いま、かなり財政が厳しい中で相当、付けてもらっています。

委員長 特色ある予算づくりです。

宮坂職務代理者 個々の予算を作る場合に基本的な問題になるのですが、緑化ひとつの問題にしても、学校のそれぞれの立地の条件で方法論はいろいろありますね。どの方法がいいかということは、それぞれの学校の希望みたいなを出して、それを区で決めていくというような、どこに、どれだけの予算を与えるかという考え方は、最終的にはこちらで決めるのでしょうか、出てくる段階では学校側のそれぞれの希望というのを出させるのですか。

事務局次長 ものによってなんですけどね。一律で学校で出すものと、いま言ったように個別の学校で、例えば扇風機ひとつにしても具体的にどう付けるかというのは、一律にするか学校の希望を取って、それぞれの状況の中でやるか。総額予算ということなので、これを具体的に実施する時には、どういうふうにするかというのは、ある程度こちらのほうに任されています。

宮坂職務代理者 扇風機も、ほしいという所と、そういう希望を出さない所もあるだろうと思います。

事務局次長 そうすれば予算が余りますので助かるのですけど。

委員長 この件について、よろしいですか。まだまだご質問がたくさんあると思いますが、時間のこともありますし、ありがとうございました。以上で議案を終了しましたので秘密会を終了いたします。

庶務課長 次回の教育委員会の予定ですが、2月14日、1時半からです。よろしくお願いいたします。

委員長 今日の教育委員会は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。